

# 衆議院予算委員会ニュース

【第201回国会】令和2年2月19日（水）、第14回の委員会が開かれました。

## 1 令和2年度一般会計予算

令和2年度特別会計予算

令和2年度政府関係機関予算

- ・森法務大臣、茂木外務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣、河野防衛大臣、菅国務大臣、田中国務大臣、衛藤国務大臣、竹本国務大臣、西村国務大臣、北村国務大臣、西村内閣官房副長官、稲津厚生労働副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に一般的質疑を行いました。

(質疑者) (一般的質疑) 秋本真利君 (自民)、神山佐市君 (自民)、山井和則君 (立国社)、小川淳也君 (立国社)、本多平直君 (立国社)、山尾志桜里君 (立国社)、階猛君 (立国社)、大西健介君 (立国社)、藤田文武君 (維新) 宮本徹君 (共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

(一般的質疑)

### 秋本真利君 (自民)

#### (1) 洋上風力発電の推進

- ア 長期的ビジョンによる港湾整備も踏まえた洋上風力発電整備を進める必要性
- イ 現状の洋上風力発電の発電量目標を見直し、より大きな目標を掲げる必要性

#### (2) 地球温暖化と再生可能エネルギー

- ア 防衛省における再生可能エネルギー導入に当たり、温室効果ガス (GHG) の排出係数を加味した上で契約を行う必要性
- イ 防衛省が管理している離島に、エネルギーの安全確保の観点から再生可能エネルギーを導入する必要性
- ウ 国土交通省の再生可能エネルギーの比率が減少していることを踏まえ、本比率を高めていく必要性
- エ 石炭火力発電
  - a 石炭火力発電に対する小泉環境大臣の所見
  - b 小規模な石炭火力発電導入の際における環境アセスメントの実施促進のため、環境省から地方自治体に対して条例改正を働きかける必要性
  - c 発電設備導入の際に、複数種類の発電方式を検討するという環境アセスメント法の規定を厳守するように環境省が働きかける必要性
- オ 木質バイオマス
  - a 現地で木質バイオマスの製造時や輸送時のCO<sub>2</sub>排出も踏まえ、GHGの排出係数を加味する必要性
  - b 経済産業省の審議会等に環境省が出席し、環境問題の観点から発言をする必要性

### 神山佐市君 (自民)

#### (1) 少子化対策

- ア 三世同居又は近居についての衛藤国務大臣の所見
- イ 三世同居又は近居に対する国土交通省の促進策及び優遇策
- ウ 婚姻率向上に向けた政府の支援事業及び夫婦が子供を持たない理由についての分析
- エ 第三次少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援法における主な取組の内容及び同大綱に掲げ

- られている主な施策の数値目標の進捗状況
- (2) 健康長寿社会の実現
    - ア 一般定期健康診断の実施状況
    - イ 口腔の健康と全身の健康の関連性
    - ウ 一般定期健康診断に歯科検診を追加する必要性
  - (3) 高齢化対策としての都市再生特別措置法における立地適正化計画の概要及び取組状況

**山井和則君（立国社）**

- (1) 「桜を見る会」前夜祭に係る会計上の書類
  - ア 安倍事務所がANAホテルから得た回答に、「営業の秘密にかかわるため」という文言があったかの確認
  - イ 安倍内閣総理大臣の「営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないとのこと」という答弁が虚偽であった可能性及び虚偽であった場合の責任
  - ウ 同ホテルに対する自民党議員の発言の問題性
  - エ 自民党本部に同ホテル関係者が訪問した際のやりとりの概要
  - オ 安倍事務所が同ホテルから書面で回答を得て、国会に提出する必要性
  - カ 安倍事務所が明細書を発行されていないことを同ホテルに確認したかの確認
  - キ 同ホテルが明細書を発行していないと回答したことの確認
  - ク 領収書手交についての安倍内閣総理大臣の答弁は、同ホテルの説明と同一かの確認
  - ケ ホテルがパーティ主催者に領収書及び明細書を発行した上で、参加者全員にも領収書を発行することの問題性
  - コ 宛名が上様や空欄である領収書についての国税庁の見解
- (2) COVID-19（新型コロナウイルス）感染者が発生したクルーズ船からの乗客の下船
  - ア 船内感染対策が不十分であった可能性
  - イ 下船した後、さらに2週間の隔離期間を設ける必要性
  - ウ 下船に当たって、検体を採取した時期
  - エ 検体採取後に、船内感染が発生している可能性
  - オ 下船者に伝えられた下船後の注意事項の内容
  - カ 下船者が学校・勤務先に行くこと及び公共交通機関を利用することの是非
  - キ 船内の感染管理について、レッドゾーン（ウイルスがいる区域）とグリーンゾーン（安全な区域）に仕切られていたかの確認
  - ク 下船後に隔離を行わないこととした理由

**小川淳也君（立国社）**

「桜を見る会」の前夜祭に係る会計上の書類

- ア 安倍事務所とANAホテルとのやり取り
  - a 安倍事務所が、辻元委員からの同ホテルへの問合せについて確認した同ホテルの担当者、手段及び時期
  - b 同担当者が、日頃から安倍事務所を担当する営業担当者である可能性
  - c 昨日以降の政府又は自民党関係者と同ホテル関係者との接触等の有無
  - d 「営業の秘密にかかわるため」と同担当者が発言したかの確認
  - e 「明細書の発行を受けていない」とする安倍内閣総理大臣の答弁は、同ホテル側の発言ではなく、同事務所の見解である可能性
  - f 同ホテル側が明細書を発行している可能性

- g 辻元委員から同ホテルへの問合せの回答に対し、安倍内閣総理大臣の答弁が矛盾していること  
の確認
- h 「明細書を提示しないケースはないため、例外はない」とする同ホテルの回答が虚偽である可  
能性
- i 安倍事務所と同ホテルとのやり取りの記録を提出する必要性
- j 物的証拠を安倍内閣総理大臣が示し、疑念を払拭する必要性
- イ ホテルニューオータニ担当者から「営業上の秘密により明細書を提示しない、開示しないという  
ことがあり得る」という回答を安倍事務所が把握していたかの確認

#### 本多平直君（立国社）

- (1) 2月16日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部
  - ア 小泉環境大臣が同会議を欠席した理由
  - イ 昨日の宮本委員の質疑への答弁についての小泉環境大臣の所見
  - ウ 同会議を欠席し、後援会の新年会に出席したのは不適切であるとの指摘についての小泉環境大臣  
の所見
  - エ 小泉環境大臣が同会議を欠席したことについて、国民に対し謝罪する必要性
  - オ 森法務大臣が同会議を欠席した理由
  - カ 同会議を欠席し書道展の表彰式に出席したのは不適切であるとの指摘についての森法務大臣の所  
見
  - キ 大臣が私用で同会議を欠席したことに対する菅国務大臣の所見
  - ク 同対策本部での森法務大臣の発言の有無と発言回数
  - ケ 同対策本部でのダイヤモンド・プリンセス号の対策についての議論の有無
- (2) 官僚の不適切な出張
  - ア インドでの高速鉄道に関する会議の参加者に大坪内閣官房健康・医療戦略室次長が加わっていた  
理由
  - イ 同次長に対してミャンマーでのアウン・サン・スー・チー氏との会合への出張の許可を与えた者
  - ウ アウン・サン・スー・チー氏との会合でのヘルスケアに関する議論及び同議論の記録の有無
  - エ 官僚の不適切な出張に対する菅国務大臣の所見

#### 山尾志桜里君（立国社）

- (1) 皇位継承関係
  - ア 新聞報道への事実確認
    - a 「政府は皇位継承のあり方をめぐる議論で女性・女系天皇を対象としない方針を固めた」との  
報道についての政府の見解
    - b 「政府は皇位継承順位を変えないことを前提に、皇族減少に伴う公務の負担軽減策などを検討  
する予定である」との報道についての政府の見解
    - c 「政府は公の場で議論を行うための有識者懇談会を設けない予定である」との報道についての  
政府の見解
  - イ 生前退位特例法に対する附帯決議についての検討状況
  - ウ 立皇嗣の礼の終了後、皇位継承にかかる諸課題についての検討を行う予定の有無
  - エ 答弁における「対応」の中に、国会で求めている内容が含まれるかの確認
- (2) 国外での自衛官の過失による違法行為の刑事手続
  - ア 日・ジブチ地位協定に定められた、ジブチで活動中の自衛官の過失事件についての裁判を管轄す  
る場所

- イ 日本の法令に基づき、国外での邦人の過失事案を刑事手続することの可否
- ウ 井出庸生議員の質問主意書に対する平成 30 年 7 月 27 日付の答弁の解釈について、河野防衛大臣及び茂木外務大臣の見解
- エ 憲法改正を行わずに、日本の規範で自衛官に対する刑事手続を整備することについての茂木外務大臣の見解

(3) 検察官の定年延長

- ア 内閣法制局が安倍内閣による国家公務員法の解釈変更を了とした日にち
- イ 国会答弁で「適用外」としたものを、内閣による解釈変更により「適用」としたことを問題ないとする理由
- ウ 内閣法制局が解釈変更を了とするに当たって行った具体的な検討内容
- エ 安倍内閣として、上記の解釈変更をした日にち
- オ 森法務大臣が昭和 56 年の国家公務員法改正当時における政府見解は、適用外であると知った日にち
- カ 2 月 10 日の森法務大臣の答弁において、解釈変更を説明しなかった理由
- キ 2 月 10 日時点で、森法務大臣が過去の政府見解において、適用外であるという事実を認識していたかの確認
- ク 人事院が「特に異論を申し上げない」と法務省に回答した日にち
- ケ 検察官の定年延長について、人事院が「現在まで同じ解釈を引き継いでいる」と 2 月 12 日に答弁した理由
- コ 同答弁を撤回するかの確認及び撤回する場合の修正答弁
- サ 同答弁において「現在まで」と言い間違えた理由
- シ 「つい言い間違えた」との釈明に対する責任者及び責任の取り方
- ス 検察官の再任用について
  - a 法務省が再任用を希望する文書を人事院に提出したかの確認
  - b 再任用を認めるかについての人事院の見解

**階猛君（立国社）**

(1) 検察官の定年延長

- ア 過去の政府見解及び 1 月 24 日の解釈変更を認識した上で、同月 29 日に検察官の定年延長の閣議請議を行ったことの実確認
- イ 解釈変更を行わずに定年延長を行うことは違法であるとの指摘に対する森法務大臣の所見
- ウ 解釈変更なしに定年延長することの可否

(2) I R（統合型リゾート開発）

- ア I R が地方の人口流出を招くとの指摘に対する北村国務大臣の所見
- イ 地方がゼロサムにならないと言える合理的根拠
- ウ 地方創生担当大臣として I R の見直しをすべきとの指摘に対する北村国務大臣の所見

(3) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針

- ア 「復興・創生期間」後の 5 年間の事業規模を 1 兆円台半ばとした根拠及びその財源
- イ 必要な事業を精査してからその財源確保を行う必要性

**大西健介君（立国社）**

(1) COVID-19（新型コロナウイルス）への対応

- ア 2 月 16 日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部
  - a 萩生田文部科学大臣が同会議を欠席した理由

- b 同日の萩生田文部科学大臣の地元での政務の内容
- c 地元の政務を優先したことの適切性
- d 同対策本部を欠席したことについての萩生田文部科学大臣の認識
- イ 感染者が出たクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号への対応
  - a 同船内におけるレッドゾーン（ウイルスがいる区域）とグリーンゾーン（安全な区域）の区別の有無
  - b ウイルスの有無でゾーンが分けられているかの確認
  - c レッドゾーンとグリーンゾーンの区別が曖昧であるとの専門家の指摘に対する見解
  - d 同船内の専門家の常駐の有無及び専門家の意見の下、レッドゾーンとグリーンゾーンを区別しているかの確認
  - e 下船後、PCR検査から14日経過するまで、乗客に自宅待機をしてもらう必要性
- (2) 内閣官房健康・医療戦略室と国立研究開発法人日本医療研究開発機構との関係
  - ア 各府省の医療研究開発予算配分における和泉内閣総理大臣補佐官（内閣官房健康・医療戦略室長）と大坪同室長の役割
  - イ 和泉同補佐官が各府省の担当者に、同機構との交渉等に当たっては、大坪同室次長を通すようにと発言しているとの報道についての菅内閣総理大臣の見解

#### 藤田文武君（維新）

- (1) 皇位継承
  - ア 旧宮家の概要及び皇籍を離脱するに至った経緯
  - イ 皇族と旧宮家が親戚関係にあることの確認
  - ウ 菊栄親睦会の概要及び宮内庁が同会の手伝いを担っていることの確認
- (2) COVID-19（新型コロナウイルス）への対応
  - ア 民間企業主催のイベント開催自粛についての判断および自粛に至った事案への対策を講じる必要性
  - イ 感染拡大を視野に入れたイベント自粛要請や経済対策についての検討状況
- (3) GDP成長率
  - ア 令和2年1～3月期及び令和2年度の政府のGDP成長率予測についての西村内閣総理大臣の見解
  - イ COVID-19による影響への経済対策を講じる必要性

#### 宮本徹君（共産）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス）への対応
  - ア 感染防止策として国民健康保険料滞納者に対し、短期被保険者証を送付する等の対応をとる必要性
  - イ 雇用調整助成金の支給要件を更に緩和する必要性
- (2) 「桜を見る会」
  - ア 安倍事務所とANAホテルとの間の具体的なやり取りを文書で提出する必要性
  - イ 昨年5月から要求していた資料（招待者の内訳表）を本年1月まで内閣府が開示しなかった理由
  - ウ 詳細が分からないという理由で同資料を内閣府が提出しなかったことについての菅内閣総理大臣の所感
  - エ 同資料に基づき、招待人数が増加した理由を説明することの可否
  - オ 昨年5月21日の衆議院財務金融委員会において、井野内閣府大臣官房長が「招待者取りまとめの過程における詳細なプロセスにつきましては回答は控えさせていただきたい」と答弁することを判断した者

- カ 同委員会において省庁毎の招待枠に関する質問に対し同官房長が、「枠というものを設けているわけではありません」と答弁することを判断した者
- キ 内閣官房における「枠」という用語の使用の有無
- ク 同官房長の答弁について菅国務大臣の所感
- ケ 内閣府人事課が廃棄した「桜を見る会」関連ファイルに保管されていた文書の具体的内容
- コ 平成 31 年の「桜を見る会」について招待区分の番号が示す意味を確認できる資料作成の有無
- サ 平成 30 年の推薦依頼文書と同内容の文書を平成 31 年に作成できた理由
- シ 推薦依頼文書作成手順について菅国務大臣の所感
- ス 推薦依頼文書作成に際して、内閣官房が他省庁に照会を行った日時等が分かる記録の有無
- セ 内閣官房において推薦依頼文書作成の経緯を調査する必要性
- ソ 推薦依頼文書を含めた「桜を見る会」関連ファイルの廃棄について真偽を調査する必要性